

## 2-1 呉市自治会連合会感謝状贈呈内規

呉市自治会連合会では3年以上自治会長をつとめられて退任された方などに、総会において感謝状及び記念品を贈呈しています。

(目的)

第1条 この内規は、永年自治会長をつとめた者に対して、呉市自治会連合会が感謝状を贈ることについて必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 呉市自治会連合会は、つぎの一に該当する者に対し感謝状及び記念品を贈ることができる。

(1) 通算満3年以上自治会長をつとめ退任した者(ただし、既に受領した者は除く。)

(2) 自治会長に多大な功労があると、理事会が認めた者

(選考)

第3条 感謝状を受ける者は、地区自治会連合会長の推薦により理事会において審査のうえ決定する。

(贈呈)

第4条 感謝状及び記念品の贈呈は、呉市自治会連合会総会において行うものとする。ただし、特に必要と認められる場合にはこの限りではない。

2 第2条に該当する者が表彰を受ける前に死亡したときは、感謝状及び記念品はその遺族に贈呈する。

## 2-2 呉市自治会長き章取扱内規

1 自治会長にき章を交付する。

2 自治会長のき章の制式は、次のとおりとする。

直径 12ミリメートル 内径 10ミリメートル

品質 モール付、銀製、金張、黄金色

3 き章は、自治会の備品として取り扱うものとする。

4 自治会長は、交付されたき章を会長以外の他人に譲渡又は貸与してはならない。

5 自治会長がき章を亡失又は棄損したときは、地区連合会長を経由して、実費でこれを再交付するものとする。ただし、避けることのできない事故によって亡失若しくは棄損した場合又はその他特別な事情があると認められる場合は、実費を徴収しない場合がある。(実費：3,000円)

6 自治会長が退任したときは、き章を速やかに地区連合会長へ返納し、次の自治会長に引き継ぐものとする。

7 自治会の解散又は合併等により、不要となったき章は、速やかに呉市自治会連合会へ返納するものとする。

## 2-3 呉市自治会連合会見舞金・香料等に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、自治会長、地区連合会長等に対して、呉市自治会連合会が贈る見舞金、香料等について必要な事項を定めるものとする。

(見舞金及び香料)

第2条 自治会長、地区自治会連合会長が被災、疾病又は死去した場合は、次のとおり見舞金、弔辞、香料、又は弔電を贈るものとする。

	項 目	金 額
見舞金	1 自治会長が水・火・震災その他非常災害によって、負傷若しくはその住居又は家財に損害を被ったとき	その都度理事会において決定した額
	2 地区自治会連合会長が疾病のため、引き続き1ヶ月以上就床して療養を要したとき又は入院期間が3週間を超えたとき	5,000円
香 料	1 自治会長の死去	5,000円及び弔辞・弔電
	2 地区自治会連合会長の死去	10,000円及び弔辞・弔電
	3 地区自治会連合会長の配偶者の死去	5,000円

(退任後の香料)

第3条 退任した自治会長が死去した場合は、地区連合会長からの要請により弔辞、香料、弔電を贈るものとする。

付 則

この内規は、第3条を追加し、平成5年3月5日から施行する。